

令和 3 年 度

第 1 回 堺市国民健康保険運営協議会

(日 時)

令和 3 年 11 月 10 日(水) 午後 2 時 00 分から

(場 所)

堺市役所 本館 1 2 階 議会第 1 ・ 第 2 委員会室

(件 名)

- 1 会長及び会長職務代行者の選出について
・・・・・・・・資料 1 ページ
- 2 令和 2 年度堺市国民健康保険事業特別会計決算について (報告)
・・・・・・・・資料 3 ページ
- 3 本市保険料率算定における激変緩和について
・・・・・・・・資料 4 ページ
別紙 1～ 3
- 4 その他
・・・・・・・・資料 6 ページ

国民健康保険運営協議会について（法令関係）

◎ 国民健康保険法（抄）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

- 第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第82条の2第1項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第4章の規定による保険給付、第76条第1項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 3 前2項に定める協議会は、前2項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第1項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るもの）に限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。
- 4 前3項に規定するもののほか、第1項及び第2項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

◎ 国民健康保険法施行令（抄）

（国民健康保険の運営に関する協議会の組織）

- 第3条 法第11条第1項に定める協議会（第5項において都道府県協議会という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年

法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第7条第3項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。）を代表する委員をもつて組織する。

- 2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の2分の1以上当該数以内の数とする。
- 3 法第11条第2項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。
- 4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。
- 5 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第5条第1項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。

（委員の任期）

- 第4条 協議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

- 第5条 協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。
- 2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

◎ 堺市国民健康保険条例（抄）

（市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数）

第2条 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 6人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 6人
- (3) 公益を代表する委員 6人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

（委任）

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、市長が別に定める。

◎ 堺市国民健康保険運営協議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、堺市国民健康保険条例（昭和34年条例第23号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、堺市国民健康保険運営協議会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条第2項の市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会をいう。以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

（会議）

第2条 会長は、協議会を招集し、会議の議長となる。

2 会長は、会議を招集するときは、市長にその旨を通知しなければならない。

（定足数）

第3条 協議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会議の公開等）

第4条 会議は、公開するものとする。ただし、会長は、会議の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は出席委員の過半数の同意があるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 堺市情報公開条例（平成14年条例第37号）第7条各号に掲げる情報について審議するとき。
- (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないとき。

（会議録）

第5条 会長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に出席した委員の氏名
- (3) 議事の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、国民健康保険課において行う。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

（施行期日）

1 この規則は、昭和35年4月1日から施行する。

（会議の招集の特例）

2 委員の任期満了後並びに会長に事故がある場合及び会長が欠けた場合における最初に行われる会議の招集は、第2条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

令和2年度堺市国民健康保険事業特別会計 決算状況について

歳入

(単位:千円)

科目		令和元年度 決算	令和2年度 当初予算	令和2年度 決算	令和3年度 当初予算		
保険料(一般被保険者+退職被保険者)	医療分	調定額	10,613,363	10,860,096	10,249,786	10,973,137	
		収納率	94.68%	92.20%	94.95%	92.35%	
		収納額	10,048,599	10,012,838	9,732,650	10,133,993	
		滞納繰越分	534,989	482,741	478,157	429,943	
		計	10,583,588	10,495,579	10,210,807	10,563,936	
	支援分	現年分	調定額	3,719,918	3,936,389	3,674,536	3,868,973
		収納率	94.61%	92.20%	94.87%	92.32%	
		収納額	3,519,264	3,629,182	3,486,215	3,571,966	
		滞納繰越分	150,773	135,463	137,664	125,654	
		計	3,670,037	3,764,645	3,623,879	3,697,620	
	介護分	現年分	調定額	1,390,703	1,478,661	1,357,603	1,403,953
		収納率	92.66%	92.18%	93.02%	92.30%	
収納額		1,288,599	1,362,992	1,262,832	1,295,917		
滞納繰越分		81,043	69,712	76,202	67,622		
計		1,369,642	1,432,704	1,339,034	1,363,539		
保険料計	現年分	調定額	15,723,984	16,275,146	15,281,925	16,246,063	
	収納率	94.48%	92.20%	94.76%	92.34%		
	収納額	14,856,462	15,005,012	14,481,697	15,001,876		
	滞納繰越分	766,805	687,916	692,023	623,219		
	計	15,623,267	15,692,928	15,173,720	15,625,095		
国からの支出	補助金	システム整備費等補助金	63,470	6,507	57,507	1	
	災害臨時特例補助金	130	1	560,417	1		
	制度関係業務準備事業費補助金	994	0	0	0		
	計	64,594	6,508	617,924	2		
府からの支出	補助金	国民健康保険助成補助金	100,414	110,873	97,394	100,253	
	保険給付費等交付金	65,284,451	62,379,193	62,331,512	63,706,489		
	計	65,384,865	62,490,066	62,428,906	63,806,742		
一般会計及び基金繰入金	8,634,042	9,917,738	8,667,518	9,886,726			
前年度繰越金	1,358,849	1	576,667	1			
その他	277,400	169,376	295,963	190,690			
歳入合計	91,343,017	88,276,617	87,760,698	89,509,256			

歳出

(単位:千円)

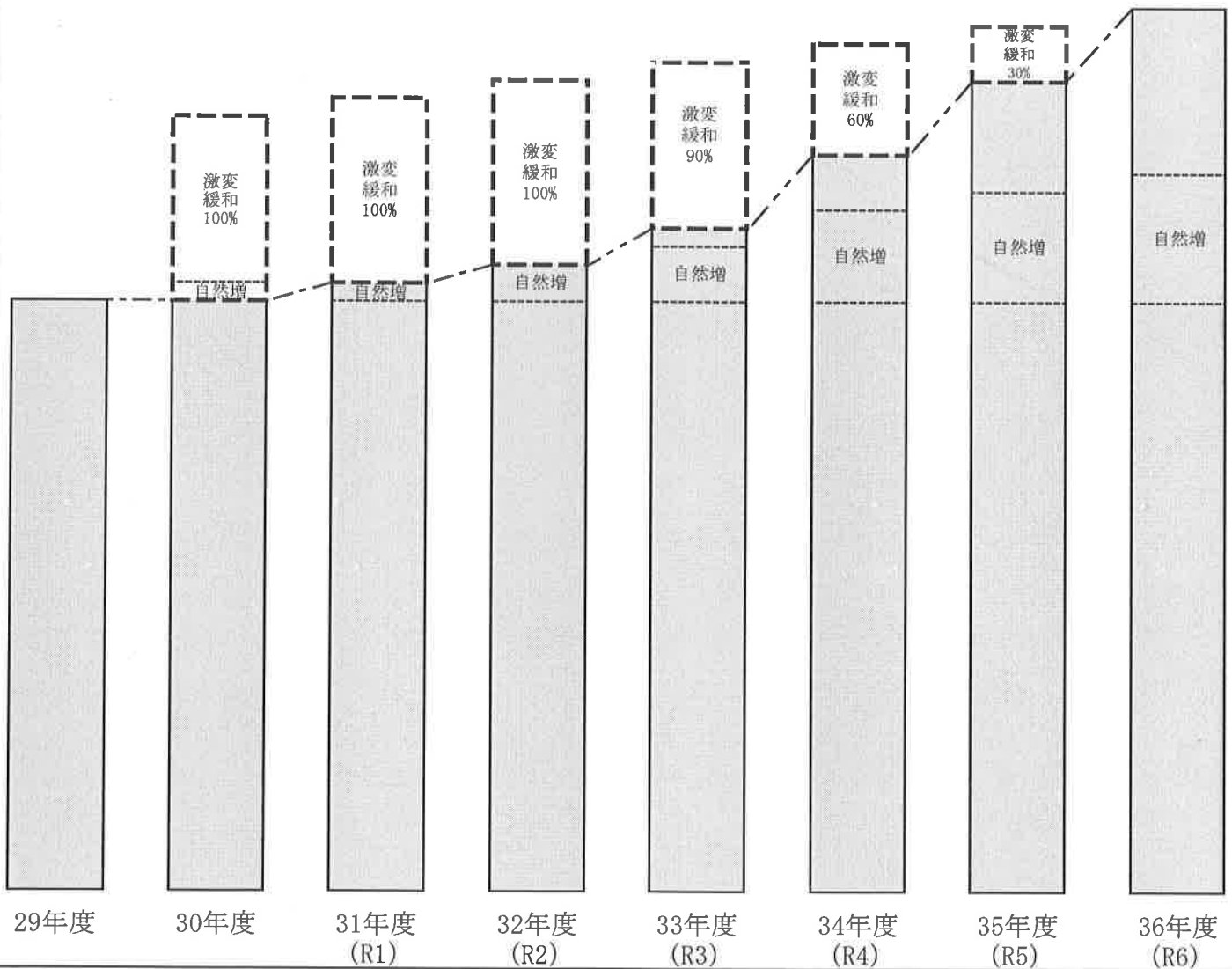
科目		令和元年度 決算	令和2年度 当初予算	令和2年度 決算	令和3年度 当初予算
事務費等	一般管理費	1,581,688	1,415,693	1,376,661	1,404,874
	諸支出金(還付金)等	53,880	48,855	85,629	49,275
	計	1,635,568	1,464,548	1,462,290	1,454,149
医療費支払	療養給付費	53,133,805	52,326,358	50,716,368	53,315,755
	療養費	1,173,692	1,194,549	1,052,834	1,215,130
	高額療養費	7,908,694	7,817,174	7,730,482	7,734,811
	計	62,216,191	61,338,081	59,499,684	62,265,696
国民健康保険事業費納付金		24,255,080	24,128,493	24,128,491	24,331,135
その他の給付事業等	特定健康診査等事業費	437,769	547,269	405,158	522,283
	保健事業費	284,859	279,295	228,455	348,392
	出産育児一時金	276,971	198,642	262,976	248,764
	葬祭費	53,550	50,950	52,950	54,400
	精神・結核医療給付費	124,442	126,747	126,783	129,553
	傷病手当金		0	1,301	4,237
	その他(審査支払手数料等)	136,865	141,545	129,879	149,485
	計	1,314,456	1,344,448	1,207,502	1,457,114
基金積立金		1,345,055	1,047	576,493	1,162
歳出合計		90,766,350	88,276,617	86,874,460	89,509,256

収支	令和元年度 決算	令和2年度 当初予算	令和2年度 決算	令和3年度 当初予算
歳入-歳出(実質収支)	576,667	0	886,238	0
単年度収支	△ 782,182	0	309,571	0

※四捨五入による端数処理により、合計が合わないことがある。

【参考】激変緩和措置のイメージ

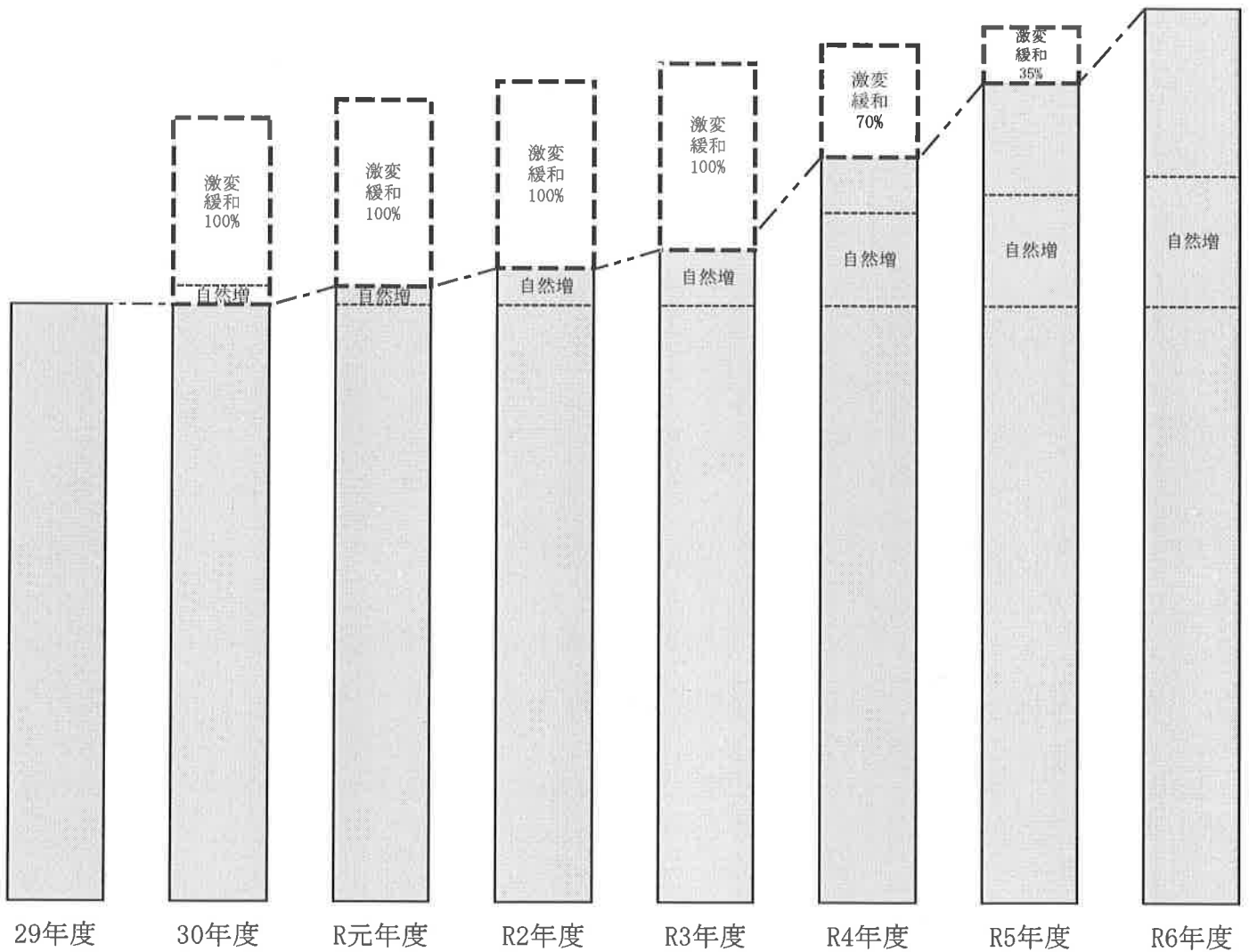
- 新制度移行後の市町村標準保険料率（府内統一）の推移や国保の運営状況によって、激変緩和措置の考え方も左右されることになるが、激変緩和のイメージを掴むため、一例を作表したもの。
 - ・激変緩和期間の前半（30～32年度）は、平成29年度の保険料水準としている。
 - ・広域化初年度の30年度を除き、自然増による保険料の上昇は応分の負担としている。
 - ・激変緩和措置の後半（33～35年度）は、36年度の統一に向けた措置を実施する。
- 平成31年度以降の激変緩和措置は、次年度に検討を行う。



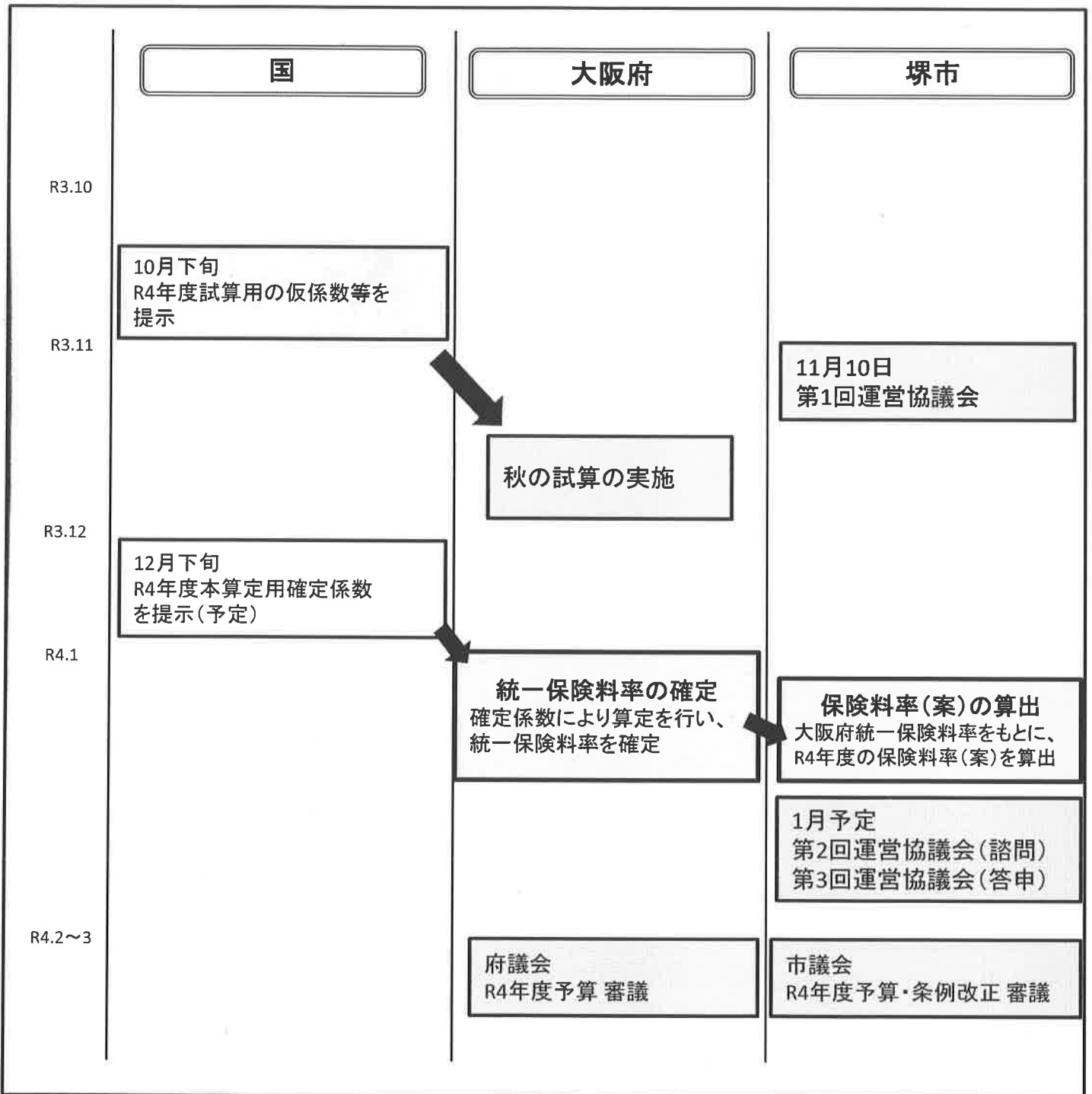
【参考】激変緩和措置のイメージ ②

- 府・統一保険料率に向けての激変緩和措置のイメージを掴むために、令和2年度第1回堺市国民健康保険運営協議会での案(※)を使用し作表。

(※)激変緩和率 令和3年度100% 令和4年度70% 令和5年度35%

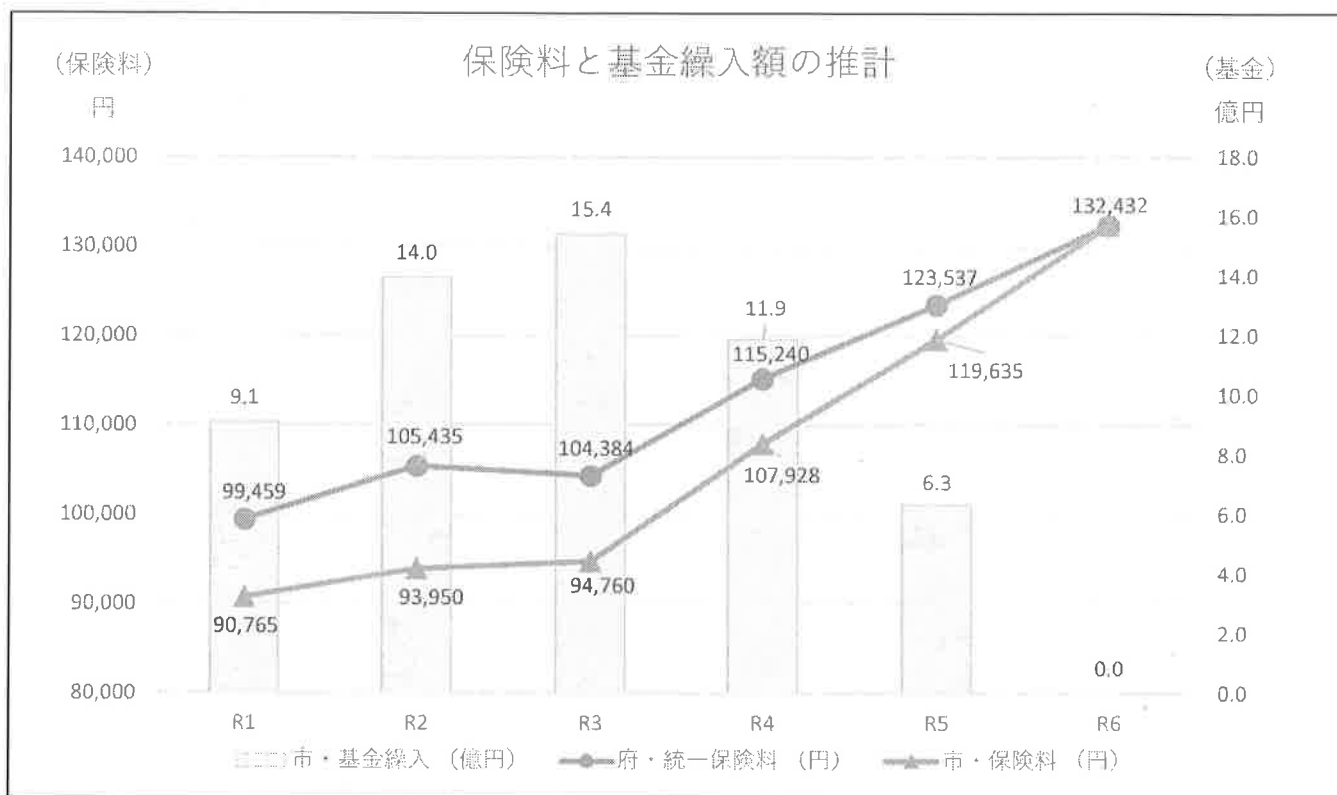


今後のスケジュール



案① 市の激変緩和計画(案)

	R2	R3	R4	R5	R6
激変緩和率	100%	100%	70%	35%	0%
引上げ率	0%	0%	30%	35%	35%



	R1	R2	R3	R4	R5	R6
府・統一保険料 (円)	99,459	105,435	104,384	115,240	123,537	132,432
前年度比(円)		5,976	▲1,051	10,856	8,297	8,895
前年度比(%)		6.0%	▲1.0%	10.4%	7.2%	7.2%
市・保険料 (円)	90,765	93,950	94,760	107,928	119,635	132,432
前年度比(円)		3,185	810	13,168	11,707	12,797
前年度比(%)		3.5%	0.9%	13.9%	10.8%	10.7%
市・基金繰入(予算) (億円)	9.1	14.0	15.4	11.9	6.3	0.0
				33.6 億円		

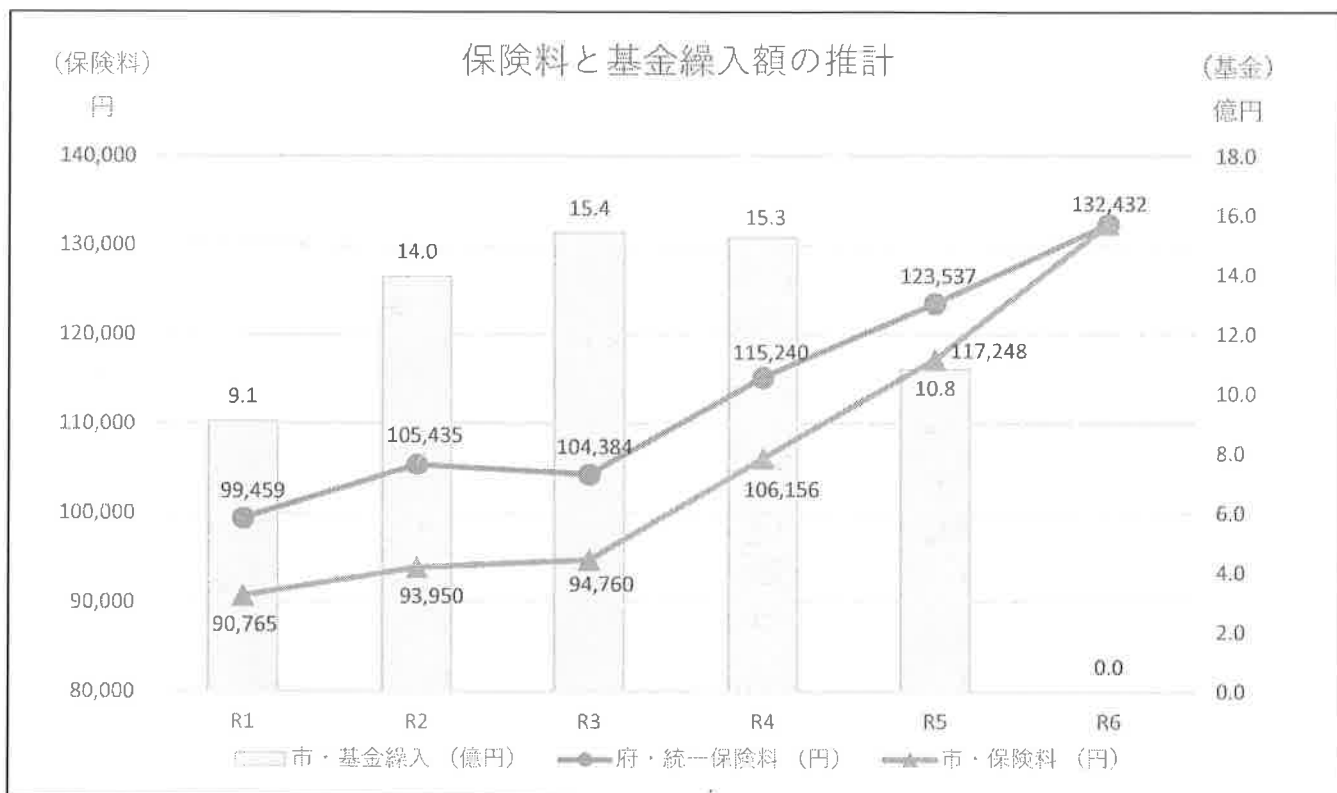
【試算の前提】

- ・R4年度以降の被保険者数は前年度比99%で推計(R2→R3本算定:99.30%)
- ・R3年度の市・激変緩和割合(100%)に基づいて、R4以降の激変緩和額を算定
- ・R4年度以降の府・統一保険料の前年度比は大阪府試算による伸び率を設定

※あくまでも粗い試算値であり、実際の保険料額は社会情勢や国係数等により変動する。

案② 市の激変緩和計画(案)

	R2	R3	R4	R5	R6
激変緩和率	100%	100%	90%	60%	0%
引上げ率	0%	0%	10%	30%	60%



	R1	R2	R3	R4	R5	R6
府・統一保険料 (円)	99,459	105,435	104,384	115,240	123,537	132,432
前年度比(円)		5,976	▲1,051	10,856	8,297	8,895
前年度比(%)		6.0%	▲1.0%	10.4%	7.2%	7.2%
市・保険料 (円)	90,765	93,950	94,760	106,156	117,248	132,432
前年度比(円)		3,185	810	11,396	11,092	15,184
前年度比(%)		3.5%	0.9%	12.0%	10.4%	13.0%
市・基金繰入 (億円)	9.1	14.0	15.4	15.3	10.8	0.0
				41.5 億円		

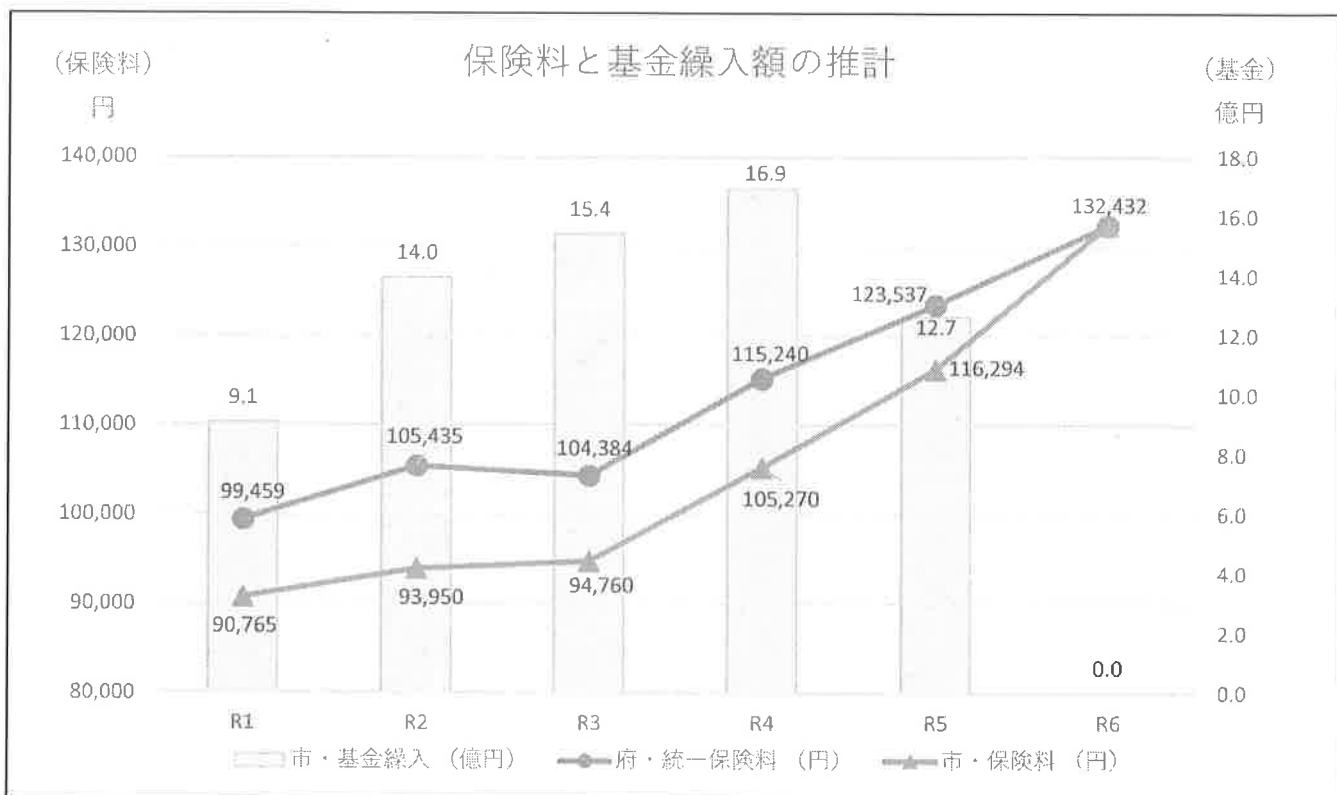
【試算の前提】

- ・R4年度以降の被保険者数は前年度比99%で推計(R2→R3本算定:99.30%)
- ・R3年度の市・激変緩和割合(100%)に基づいて、R4以降の激変緩和額を算定
- ・R4年度以降の府・統一保険料の前年度比は大阪府試算による伸び率を設定

※あくまでも粗い試算値であり、実際の保険料額は社会情勢や国係数等により変動する。

案③ 市の激変緩和計画(案)

	R2	R3	R4	R5	R6
激変緩和率	100%	100%	100%	70%	0%
引上げ率	0%	0%	0%	30%	70%



	R1	R2	R3	R4	R5	R6
府・統一保険料 (円)	99,459	105,435	104,384	115,240	123,537	132,432
前年度比(円)		5,976	▲1,051	10,856	8,297	8,895
前年度比(%)		6.0%	▲1.0%	10.4%	7.2%	7.2%
市・保険料 (円)	90,765	93,950	94,760	105,270	116,294	132,432
前年度比(円)		3,185	810	10,510	11,024	16,138
前年度比(%)		3.5%	0.9%	11.1%	10.5%	13.9%
市・基金繰入 (億円)	9.1	14.0	15.4	16.9	12.7	0.0
45.0 億円						

【試算の前提】

- ・R4年度以降の被保険者数は前年度比99%で推計(R2→R3本算定:99.30%)
- ・R3年度の市・激変緩和割合(100%)に基づいて、R4以降の激変緩和額を算定
- ・R4年度以降の府・統一保険料の前年度比は大阪府試算による伸び率を設定

※あくまでも粗い試算値であり、実際の保険料額は社会情勢や国係数等により変動する。